

環境厚生常任委員会

日 時 令和2年2月12日（水） 午前 時 分 ～
場 所 第1委員会室

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査

【健康福祉部】

- （1）第1号議案 令和元年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）
- （2）第4号議案 亀岡市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について
- （3）第5号議案 亀岡市曾我部いこいの家に係る指定管理者の指定について
- （4）第6号議案 亀岡市畑野健康ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について

4 討 論～採 決

5 陳情・要望について

- （1）ポイ捨て行為等の禁止に関する条例制定に関する陳情

6 委員長報告確認

7 その他

令和2年2月特別議会

環境厚生常任委員会 説明資料

- 第4号議案 亀岡市総合福祉センターに係る指定管理者の指定について
- 第5号議案 亀岡市曾我部いこいの家に係る指定管理者の指定について
- 第6号議案 亀岡市畑野健康ふれあいセンターに係る指定管理者の指定について

指定管理者申請書概要＜令和２年度導入・更新施設＞（環境厚生常任委員会資料）

施設名	指定 管理 候補者	申請内容						
		管理運営方針	利用者の平等な利用の確保	利用者に対するサービスの向上	施設の効果的な活用	管理経費の縮減	施設の適切な維持管理	施設の適切な運営
亀岡市総合福祉センター	公益財団法人 亀岡市福祉事業団	総合福祉センターの設置趣旨を基本に、広く市民が利用できるような柔軟な管理運営を行う。 （公財）亀岡市福祉事業団が各種事業の実施と施設の管理を一体的に行うことの利点を生かした管理運営を行う。 公正・効率的かつ柔軟なサービスの提供に努める。 亀岡市の政策目的や方針を生かした管理運営を行うとともに、市民に積極的に情報提供し、利用者の意見、苦情に迅速に対処する。	（１）講座開催の際は、亀岡市広報紙や事業団ホームページ、チラシなどを通じて広く市民に周知し、受講生の募集を行い、先着順による公正で平等な受付を行う。 （２）事業団実施の事業以外の貸館の一般利用者に対しても、条例施行規則に従い、先着順による窓口受付を行うことにより公正な貸し出しを行い、平等に利用いただく。 （３）登録グループの公平な活動を進めるため、「登録グループのてびき」をすべての登録グループに配布するとともに、（公財）亀岡市福祉事業団ホームページ上に公開する。 （４）登録グループの施設使用については、提出された年間活動希望計画書に基づき決定し、活動日や部屋が重なる場合は、公表している優先順位により調整を行う。 （５）登録グループが承認された年間活動日以外に追加して施設利用を希望する場合は、登録グループ以外の利用を優先することとし、登録グループの活動保障の偏重とならないようにする。	（１）施設の受付業務については、開館日の午前９時から午後９時の間、常時人員を配置し親切・丁寧な対応を行う。また、受付時間外であっても来館者には親切・丁寧な対応を行う。 （２）聴覚障がい者には手話や筆談、FAXで対応し、視覚障がい者には安全でわかりやすい案内ができるよう、すべての職員が障がい者に対する理解と的確な対応に努める。また、実務を行う中でスキルアップが図れるよう情報共有し研鑽に努める。 （３）（公財）亀岡市福祉事業団のホームページを活用し、講座や登録グループの紹介を行う。 （４）生後６ヶ月以上就学前の児童を対象に託児サービスを提供する。（一部有料） （５）登録グループについては、障がい者、高齢者、勤労女性、青少年のほか、市民のコミュニティ活動グループについても、公益性が認められるものについてはその対象とする。 （６）利用者の意見・苦情に対しては、意見箱を設け広く募るとともに、寄せられた意見・苦情に対しては、意見・苦情の要旨、意見・苦情に対する対応の考え・対応した内容を掲示板に張り出し、公表する。 （７）重大な問題が生じた場合は、（公財）亀岡市福祉事業団のコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス委員会において対応する。	（１）登録グループ制度による施設の効率的、計画的な使用を進める。 （２）利用希望が集中する運動関係の施設利用や音楽関係の施設利用に対しては、専用の部屋に限らず、利用可能な範囲で柔軟な対応をする。 （３）４階講習室と集会室はオーディオンカーテンで仕切られ防音が不十分であるため、一体使用をしてきた経過があるが、利用者の増加等にもなう効率的な使用のため、音漏れについて使用者に説明し、十分理解を得られた場合講習室、集会室別々に利用を認め効果的な活用を図る。 （４）キラリ☆亀岡おしらせ、ホームページ等を活用し、施設や事業についてより広くわかりやすく、タイムリーに周知することで施設の利用率を上げ、使用料の増収に努める。 （５）使用料について、市内居住者、市外居住者の判断は、実態を確認し、名義貸しを認めない。	（１）電気料金の縮減を図るため、電気供給会社を改めて選定した。（平成２９年度１０月実施） （２）振込手数料の縮減のためインターネットＥＢサービスを利用している。 （３）トイレの不使用时全消灯、廊下の蛍光灯の間引きや１／２消灯の節電対策を行っている。 （４）エアコンを効率的に運転しデマンド値を下げる努力をし、電気料金の縮減に努めている。ただし、利用者には不便等がかからないようにする。 （５）利用者の少ない８月１３日～１５日は臨時休館を実施し、施設・設備の点検整備を行っている。（実施にあたっては事前に亀岡市と協議する。）	（１）消防法、建築基準法、電気事業法、フロン排出抑制法等法令に基づく施設の定期点検を行う。 （２）消防計画や危機管理マニュアルに基づき緊急時の対応を図る。 （３）防火設備、避難設備の操作訓練や避難訓練を実施する。 （４）小修繕については、迅速な対応を行う。 （５）設置しているＡＥＤの適切な管理運用を図る。	（１）常務理事（館長兼務）、総務課長、庶務・窓口担当…プロパー１名＋アルバイト２名（交替勤務）、事業担当…プロパー２名＋再雇用１名＋嘱託１名の計９名 （２）全職員が共通認識を持って業務に当たれるよう、毎日の朝礼を活用して実践的な研修を行う。 （３）亀岡市主催の研修等に参加しスキルアップを図る。 （４）関係機関等が実施する専門研修に参加し知識の向上を図る。 （５）サービス向上のための職員会議を実施し、職員の資質向上を図る。 （６）（公財）亀岡市福祉事業団の個人情報保護規程に基づき対応する。 （７）職員が使用するパソコンについては、暗証番号の設定を行っている。 （８）データはサーバーに保存することとし、個人のパソコンには原則保存しないこととしている。
亀岡市曽我部いこいの家	曽我部町自治会	高齢者の生きがい活動を支援するとともに、介護予防事業の実施並びに介護知識及び介護予防の普及を図るため、亀岡市曽我部いこいの家の管理運営を行う。	利用者が誰でも平等に利用できる体制づくりに努め、施設の設置目的に即した運営を図る。	利用者の要望に対しては柔軟に対応し、初めての利用者にとっても利用しやすい体制作りに努める。施設が常に清潔で利用しやすい環境を保持すると共に、併せて明るい雰囲気づくりに努める。	利用者が楽しめる講座や健康づくり事業を行い、一人でも多くの利用者が参加できるように努める。また、参加者確保のため老人会等へも参加の呼びかけを行う。	設置されている健康器具の利用状況の確認や光熱水費節減の協力を利用者に呼びかけながら、利用サービスの低下を招かないように努める。	万一事故が発生した場合には、消防署及び警察に速やかに通報するとともに救護活動にも注意を払う。 同時に亀岡市へも可及的速やかに報告を行い、指示を受ける。 台風や大雨の時には速やかに被害状況を確認し、亀岡市に報告する。	職員研修計画として防災訓練、技術研修、また定期的な接遇研修の実施を行い、住民サービスの向上に努める。 職員配置としては、管理者（自治会長）、事務職員１名（事務職員は他の業務を兼務）となっており、その他、設置場所の穴太区が常に管理を行っている。
亀岡市畑野健康ふれあいセンター	畑野町自治会	高齢者の生きがい活動を支援するとともに、介護予防事業の実施並びに介護知識及び介護予防の普及を図るため、亀岡市畑野健康ふれあいセンターの管理運営を行う。	施設の設置目的に基づき、利用者の平等な利用を確保する。	常に、施設を清潔かつ使用しやすい状況に保つことにより、利用者のサービス向上に努めている。また、初めての利用者にとって利用しやすく、利用者からの要望に対して柔軟に対応できる体制をとっている。	利用者へのアンケート調査を実施するなど、利用者ニーズの把握とその実現に努める。	施設の設置目的に合致した事業を効率的かつ効果的に実施し、管理経費の縮減に努める。	万一の事故発生時には、すみやかに消防署・警察署等に通報するとともに、負傷者がいる場合にはその救護にあたる。 また、亀岡市にも遅滞なく事故報告を行い、その指示を受けるものとする。	職員研修計画として、定期的な接遇研修の実施をはじめ、人権研修、防災訓練等を行い、住民サービス向上に努める。 職員配置としては、管理者（自治会長）、事務職員１名を配置。 亀岡市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護に努める。



令和2年1月10日受理
(持参)

陳 情 書

件名 ポイ捨て行為等の禁止に関する条例制定に関する陳情

令和2年1月10日提出

亀岡市議会議員
齊藤一義様

陳 情 (代表) 者

住所 亀岡市追分町谷筋 37-21 ふらっと HOUSE

TEL 0771-20-2569

(団体名) 特定非営利活動法人プロジェクト保津川

代表理事 原 田 禎

陳情の内容

2018年12月に亀岡市長、亀岡市議会議員により発表された「かめおかプラスチックごみゼロ宣言」は、国内初となるプラスチック製レジ袋禁止条例の制定をめざすこともあり、国内外から大きな注目を集めています。しかしながら保津川には依然として大量のプラスチックごみが流れ着いており、その発生抑制に向けた抜本的な対策が求められています。

こうしたごみの多くはレジ袋や飲料用ペットボトル、発泡スチロール製トレイなどの飲食物の容器包装類や、肥料袋やマルチシートなどの農業用資材が多くを占めています。また、こうしたごみには、ポイ捨てが原因と考えられるものも少なくありません。

こうした状況を鑑み、これまで亀岡市が取り組んできた美化推進のまちづくりを一層推進し、ポイ捨てをしない、させないまちを実現するための条例の制定を陳情します。

なお、貴議会で審議中の条例について、以下の通り提言します。

提言 1 飲料等の自動販売機への回収箱等の設置の義務化

特にごみの多くを占める飲料容器の散乱防止のため、他自治体でも実施されている通り、自動販売機横への回収箱等の設置を義務付ける。また、市街地へのごみ箱の設置なども積極的に取り組む。

提言 2 事業所等と連携したポイ捨て対策

市内の工場等への入場を待機するために、多数のトラックや営業車が路上に駐車しており、ごみのポイ捨てが多く発生している。他地域では荷捌き時間を柔軟にし、休憩所を設置するなどしてポイ捨てごみの削減や事故の減少につなげている事例もある。こうした先進事例を参考にした取り組みを推進する。

提言 3 市民ボランティアによる清掃活動への支援の充実

本市内では、各地域において市民ボランティアによる清掃活動も活発に行われており、散乱ごみの回収に大きな成果を挙げている。ただ、市民がポイ捨てごみを回収した場合、ごみの排出にかかる費用はその個人で負うことになるのが実状である。関係行政機関との十分な連携のもと、市民の自発的な清掃活動に対する十分な支援を実施する。

環境厚生常任委員長報告

(R 2 . 2 . 1 2)

環境厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告いたします。

まず、**第 1 号議案、令和元年度一般会計補正予算の本委員会所管分**であります。公の施設の管理に係る指定管理者の指定とあわせ、その経費について、計画的に事務執行を進めるため、債務負担行為について予算に定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 4 号議案、総合福祉センターに係る指定管理者の指定、第 5 号議案、曾我部いこいの家に係る指定管理者の指定、第 6 号議案、畑野健康ふれあいセンターに係る指定管理者の指定**は、それぞれの公の施設の管理に関し、指定管理者を指定しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告とします。